

# 全国一斉に春の火災予防運動が実施されます

平成26年度全国統一防火標語

「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

■期間／3月1日(日)から7日(土)までの7日間

## 放火火災が増えています！

放火火災は、建物外周、車庫、路上、公園など様々な場所で発生しています。

ご家庭での対策はもちろん、地域で放火対策に取り組んでいく必要があります。

### <放火による火災を防ぐポイント>

1. 家の周りは整理整頓し、雑誌、新聞紙等の燃えやすいものを置かない。
2. 家の周りや駐車場は、外灯などを付けて明るくする。
3. ごみは収集日の決められた時間に出す。
4. 車やオートバイのボディーカバーには防災品を使う。
5. 敷地内に侵入しにくくする。
6. 物置や車庫は施錠する。



## 環境経済課のお知らせ

問合せ／商工担当☎991-1854

### 消費生活情報

### 賃貸住宅の敷金返還トラブル

3月4月は引越シーズンです。転勤で今住んでいる賃貸アパートを引っ越す方や、子どもが地方の学校を卒業して戻ってくる場合も多いと思います。

アパートを退去するに当たり、借主は借りていた部屋を原状に回復して明け渡す義務があります。不注意で落ちない汚れを付けてしまったり、設備等を壊してしまった時は、修復する義務がありますが新品に戻すという意味ではありません。損耗や汚損は「借主が借りていた部屋を、契約に定められた方法に従い、かつ、社会通念上通常の使用方法により使用していればそうなったであろう状態であれば、使用開始時の状態より悪くなっていたとしてもそのまま貸主に返還すればよい」とするのが裁判所の考え方です。

国土交通省は原状回復の費用負担の在り方等についてガイドラインを示しています。この「原状回復ガイドライン」は現時点において妥当と思われる一般的な基準を示したものです。「返す敷金はないと言われた」「30万円の敷金の内3万円しか返ってこない」「100万円のリフォーム費用を請求された」など、退去にあたりトラブルになった場合は、「原状回復ガイドライン」を参考に、自分の負担が必要となる原状回復費用を算定し貸主に主張します。話し合いで決められない時は裁判等で決着することになります。トラブルになった場合は、消費生活センターへご相談ください。

消費生活相談を実施しています ☎991-1854 月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

問合せ／生活環境担当☎991-1840

## 放射線量測定結果について

毎月第1木曜日に実施している、町公共施設の放射線量測定結果をお知らせします。

測定の結果、町の基準を超えている公共施設はありませんでした。

■測定日／2月6日(金)<第125回測定>単位はマイクロシーベルト毎時

※実施予定日が天候不良のため6日(金)に実施

	測定場所	測定値
最小値	大川戸農村センター(砂利敷)	0.055
最大値	老人福祉センター(土の上)	0.102

※町の基準…0.190マイクロシーベルト毎時(5市1町の基準は、測定の高さ地上1メートル0.230マイクロシーベルト毎時ですが、町では地上50センチメートルの高さにおける測定値が0.190マイクロシーベルト毎時を超えた場合は、放射線量低減化作業を行うこととしています。)

※その他の施設については、町ホームページをご覧ください。